

平成22年度会計検査結果について

岡山県財務規則第271条第1項の規定に基づき、出納その他の会計事務の適正を期するため、県事務所における平成21年度の収入・支出に係る事務処理の状況、前回の会計検査及び監査での指摘事項の改善状況に加え、法令遵守等職員の意識改革への取組や、会計検査院の検査基準に準じ、物品等の購入について不適正な経理処理の有無の確認等を重点項目として、全ての県事務所(130か所)を対象に支出命令書等の書類により検査を実施した。

1 検査結果

(1) 法令遵守等職員の意識改革への取組

概ね周知徹底されているが、取組が不十分と認められた事務所については、職場会議の開催等を通じて、さらに職員の意識改革に取り組むよう指導した。

(2) 物品等の購入

需用費の物品購入において、「預け金」、「一括払」及び私的流用は認められなかったが、「差替え」、「前年度納入」、「翌年度納入」が認められた。

区 分	態 様	件数	金額(千円)	内 容
家畜保健衛生所(2か所)	翌年度納入	13	570	・真空採血管や薬品など家畜伝染病の検査用物品等
県立高等学校(3か所)	差 替 え	4	69	・酢酸等試薬品代金を、ピーカー等の消耗品代金として支出 ・セキュリティワイヤー代金を、文房具代金として支出 ・テーブル修理作業代金等を、印刷機用インク代金として支出等
	前年度納入	2	38	・蒸発皿やピンセット等の教材等
計	—	19	677	

- ・差 替 え：契約した物品とは異なる物品に差替えて納入させたもの。
- ・前年度納入：実際には前年度に納入させた物品を、翌年度に納入させたこととして代金を翌年度の予算で支払ったもの。
- ・翌年度納入：実際には翌年度に納入させた物品を、前年度に納入させたこととして代金を前年度の予算で支払ったもの。

(3) 賃金及び旅費

カラ雇用やカラ出張の有無・適正科目からの支出等に関しては、適正に処理されていた。

(4) その他の主な指摘事項

ア 総括事項：経理員を任免する伺の未作成

イ 収 入：収入金の納期限の記載誤りや減免理由等の未記載
収入証紙ちょう付実績簿の未作成

ウ 支 出：契約締結伺における契約保証金、支出科目等の記載漏れ
見積書・請求書への代表者・職氏名及び代表者印等の漏れ
支払時における検収印の押印漏れ
経費支出伺の支出予定額を超えた支払

エ 歳入歳出外現金：源泉徴収した所得税の税務署への支払遅延

オ 帳 簿 等：予算整理簿が未編冊

2 原因

(1) 年度末等の事務の繁忙期にあつて、職員の公金の取扱いの重要性や法令遵守の意識が希薄となり、適正な事務処理を怠っていた。

(2) 経理処理に係る各段階で、内部のチェックが十分に行われていないことや、物品の要求、業者への発注、納品時の検収などの業務分担がなされていなかった。

(3) 職員の適正な会計経理に関する認識が十分でなかった。

3 適正な経理処理に向けた今後の取組等

(1) 不適正な経理処理の再発防止に向け、平成22年3月30日付け「予算の適正な執行について」の通知のさらなる周知徹底を図るとともに、指摘事項の改善については、会計検査等を通じて、関係事務所の取組状況等を検証する。

(2) これまで、全部局に、関係法令等の遵守及び公金の取扱いの重要性を十分認識し適正な経理処理を行うよう徹底するとともに、会計事務担当者会議等において職員の意識改革を行っており、引き続きこうしたことに取り組むとともに、会計事務を直接担当しない職員にも各種会議や3県民局で行う出前研修等を通じて広く意識改革を行い、再発防止を徹底する。